

新旧対照表

変更案	現行
<p>「秋田県八峰町及び能代市沖」、 「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、 「新潟県村上市及び胎内市沖」、 「長崎県西海市江島沖」 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針</p> <p>令和 4 年 12 月 策定 令和 5 年 12 月 <u>改訂</u> <u>令和 7 年 ● 月 改訂</u></p> <p>経済産業省 国土交通省</p>	<p>「秋田県八峰町及び能代市沖」、 「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、 「新潟県村上市及び胎内市沖」、 「長崎県西海市江島沖」 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針</p> <p>令和 4 年 12 月 策定 令和 5 年 12 月 <u>変更</u></p> <p>経済産業省 国土交通省</p>

第1章 総論 ～ **第10章 その他** (略)**第11章 選定事業者の希望に基づく制度変更****(1) 選定事業者の希望に基づく制度変更の適用の趣旨**

令和7年度以降に実施する法に基づく公募においては、コスト低減と迅速性を重視しつつ、収入や費用の変動といった環境変化に対して強靱な事業組成を促し、選定事業者に洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させる観点から、撤退や遅延を抑止するための保証金の増額、入札後の物価変動等を踏まえて基準価格又は調達価格を調整する仕組みの導入等がされることとなった。これを踏まえ、事業の撤退・遅延の抑止、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させる観点から、本公募の選定事業者が希望する場合には、認定公募占用計画の変更により、新たな保証金制度及び基準価格又は調達価格への物価変動に応じた調整（以下「価格調整スキーム」という。）の適用を認めることとする。

(2) 新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用する変更**1) 制度変更に係る公募占用計画の変更**

新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用するためには、制度変更希望届【様式6-3】の提出及び第9章(5)「公募占用計画の変更に係る事項」に基づく認定公募占用計画の変更が必要となる。なお、保証金制度の変更と価格調整スキームを適用する変更のいずれかのみを選択して適用することはできず、両者のいずれも適用することとなる。

2) 保証金制度の変更内容

第5章(3)保証金に関する事項(法第13条第2項第6号)を次のとおり読み替える。なお、以下の記載にかかわらず、選定事業者は、保

第1章 総論 ～ **第10章 その他** (略)

証金制度の変更の適用に伴う増額分に係る保証金を、当該変更が認定された旨の通知を受けた日の翌日から起算して8週間以内に提供するものとする。

(3) 保証金に関する事項（法第13条第2項第6号）

恣意的に供給価格を低く設定して複数の応募を行うこと等による公募の不正操作や過大な価格競争を防ぎ、適正な公募の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金（以下「第1次保証金」という。）の提供を求める。また、本区域においては、選定事業者のみが認定を受けて事業実施することが可能となるため、選定事業者の確実な事業実施を担保する必要がある。このため、選定事業者に対し、選定時に保証金（以下「第2次保証金」という。）の提供を求めるとともに、更に選定から24か月以内に追加の保証金（以下「第3次保証金」という。）の提供を求める。

保証金の提供については、現金納付による方法のほか、保証金に相当する額を国土交通省の担当部局に提供することを担保する書面（当該保証金に相当する額の提供を担保する者（以下「保証人」という。）が経済産業大臣及び国土交通大臣が定めるものに該当する場合に限る。以下「保証状」という。）を国土交通省の担当部局に提出する方法によることができる。現金納付と保証状を併用することも可能であり、この場合はそれぞれにより確保される金額の合計額が保証金相当額となるようにすること。なお、現金納付及び保証状の金額の配分を事業年度ごとに変更すること及び保証状を事業年度ごとに更新することが可能である。この方法による場合において国土交通省担当部局は、当該保証状を返還することにより、保証金の返還に代える。

1) 保証金の額及び提供方法

i) 第1次保証金①第1次保証金の額

第1次保証金の単価は、500円/kWとする。したがって、公募参加者が提供すべき第1次保証金の額は、当該公募参加者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力（本海域内の海洋再生可能エネルギー発電設備が発電できる出力又は最大受電電力のいずれか小さいものをいう。第2次保証金及び第3次保証金の額についても同様とする。）に当該単価を乗じて得た額とする。

②第1次保証金の提供期限

第1次保証金は、公募占用計画の提出時まで提供すること。

第1次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該応募は無効とする。

③第1次保証金の提供方法ア) 現金納付による場合

公募占用計画の提出時まで第1次保証金の払込みを行った上、公募占用計画の提出時に保管金提出書【様式4-1】及び保管金領収証書を国土交通省の担当部局に提出すること。

(留意点)

事業者においては、国土交通省から交付される保管金振込書及び保管金領収証書をもって日本銀行代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）に第1次保証金に相当する保管金を払い込むこととなる。このため、現金納付に係る事務手続について余裕をもって国土交通省の担当部局に相談すること。

イ) 金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合

公募占用計画の提出時まで、下記の条件を満たす保証状及び添付書類の原本を公募占用計画の提出時に国土交通省の担当部局に提出すること。

(保証状の条件)

- ・【様式 4-2】で定めた保証状様式を使用していること
- ・保証人が保証状を発行する時点において、金融庁長官に登録された格付業者による信用格付が、A-又はA3以上の金融機関であること
- ・保証状は日本国内の支店で発行されており、代表者及び押印が代表取締役等の代表者となっていること
- ・保証期間の終了日が令和3年12月末日よりも長いこと（第7章（4）1）iv）に留意すること）
- ・保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から6か月以上先であること
- ・被保証人は公募参加者（本事業実施のために設立されたSPCを含む。）であること
- ・下記3）i）「第1次保証金の没収事由」に該当する場合に、国土交通大臣が請求書を発行することで10営業日以内に保証人からの保証金の支払が実行されること
- ・保証が取消不能かつ無条件であること
- ・支払通貨が日本円となっていること
- ・コンソーシアムの形態で公募に参加する場合、各構成員を被保証人とする保証状の合計額が、上記①の額であること（また、その

際には、各保証が連帯保証である必要はない。

- ・準拠法は日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすること

(添付書類)

- ・保証人の登記事項証明書（代表者事項証明書）（※）
- ・保証人の代表者の印鑑証明書（※）
- ・保証状提出時に使用する連絡票【様式 4-4】

※提出日より 3 か月以内に発行された原本を提出すること。

(保証状の提出先)

- ・公募占用指針第 10 章（4）に記載の国土交通省の担当部局
- ・公募占用計画の提出に当たっては、「記載要領及び様式集」に従い第一次保証金について【3-2-5】に金融機関の保証状概要（銀行名、支店名、発行日、保証状の番号等）を記入し、提出すること。

ii) 第 2 次保証金

①第 2 次保証金の額

第 2 次保証金の単価は、10,000 円/kW とする。したがって、選定事業者が提供すべき第 2 次保証金の額は、選定事業者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

ただし、選定事業者が第 1 次保証金として提供した額が第 2 次保証金に充当され、第 2 次保証金とみなされる（選定事業者が第 1 次保証金の提供のために保証状を提出していた場合には、当該保証状が

第2次保証金の一部に係る保証状とみなされる。) ため、選定事業者が第2次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、選定事業者が第1次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

②第2次保証金の提供期限

第2次保証金の提供期限は、本公募において選定事業者を選定された旨の通知を受けた日の翌日から起算して8週間以内とする。

第2次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該選定事業者の選定を無効とする。

③第2次保証金の提供方法

ア) 現金納付による場合

第2次保証金に係る保管金提出書【様式4-1】及び保管金領収証書を選定事業者を選定された旨の通知を受けた日の翌日から8週間以内に国土交通省の担当部局に提出すること。

(留意事項)

事業者においては、国土交通省から交付される保管金振込書及び保管金領収証書をもって日本銀行代理店(みずほ銀行虎ノ門支店)に第2次保証金に相当する保管金を払い込むこととなる。このため、現金納付に係る事務手続について余裕をもって国土交通省の担当部局に相談すること。

イ) 金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合

選定事業者を選定された旨の通知を受けた日の翌日から8週間以内に保証状及び添付書類の原本を国土交通省の担当部局に提出

すること（必着）。なお、下記の条件を満たしていることが確認できない場合、第2次保証金を期限内に提出したものは認められない。

（保証状の条件）

- ・ 【様式 4-3】 で定めた保証状様式を使用していること
- ・ 保証人が保証状を発行する時点において、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付が、A－又はA 3 以上の金融機関であること
- ・ 保証状は日本国内の支店で発行されており、代表者氏名及び押印が代表取締役等の代表者となっていること
- ・ 保証期間の終了日が少なくとも提出日から1年が経過した日より長いこと（第7章（4）1）iv）に留意すること）
- ・ 保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から6か月以上先であること
- ・ 被保証人は選定事業者（本事業実施のために設立されたSPCを含む。）であること
- ・ 下記3) ii)「第2次保証金及び第3次保証金の没収事由」に該当する場合に、国土交通大臣が請求書を発行することで10営業日以内に保証人からの保証金の支払が実行されること
- ・ 保証が取消不能かつ無条件であること
- ・ 支払通貨が日本円となっていること
- ・ コンソーシアムの形態で公募に参加した場合、各構成員を被保証人とする保証状の合計額が、上記①の額であること（また、その際には、各保証が連帯保証である必要はない。）
- ・ 準拠法は日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所

とすること(添付書類)

- ・ 保証人の登記事項証明書（代表者事項証明書）（※）
- ・ 保証人の代表者の印鑑証明書（※）
- ・ 保証状提出時に使用する連絡票【様式 4-4】

※提出日より 3 か月以内に発行された原本を提出すること。

(保証状の提出先)

公募占用指針第 10 章（4）に記載の国土交通省の担当部局

(留意事項)

運転開始前に国土交通省担当部局に提出された保証状の保証期間が終了する場合は、保証期間終了までに、①新たな保証状の提出又は②第 2 次保証金相当額の現金納付を行うこと。

なお、現金納付による場合は上記ア) 現金納付による場合に準ずる方法で、保証状による場合は上記イ) 金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合に準ずる方法で、増額期日までに増額相当分の保証金納付又は保証状を追加で提供すること。

ウ) 納付形式の変更

保証金納付後の納付形式の変更は、金融機関の発行する保証状を提出する方法から現金納付による方法へ変更する場合のみ認められる。したがって、一度現金納付による方法で保証金を納付した場合は、保証状を提出する方法へ変更することはできない。現金納付形式へ変更する場合は、金融機関発行の保証状の保証期間内に

上記で記載されている振込先へ第2次保証金相当額の振込を行うとともに、保証状の返却を行うこと。

iii) 第3次保証金

①第3次保証金の額

第3次保証金の単価は、24,000円/kWとする。したがって、選定事業者が提供すべき第3次保証金の額は、当該公募参加者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

ただし、選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額が第3次保証金に充当され、第3次保証金とみなされる（選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金の提供のために保証状を提出していた場合には、当該保証状が第3次保証金の一部に係る保証状とみなされる。）ため、選定事業者が第3次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

②第3次保証金の提供期限

第3次保証金の提供期限は、本公募において選定事業者を選定された旨の通知を受けた日の翌日から起算して12か月以内とする。

第3次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該選定事業者の選定を無効とする。

③第3次保証金の提供方法

上記 ii) ③「第2次保証金の提供方法」に準じるものとする。

2) 保証金の返還

i) 第1次保証金

国土交通省は、公募参加者のうち、選定事業者を選定された者及び
3) 保証金の没収に関する事項に規定する事由に該当した者のいず
れにも該当しない者に対して、当該選定事業者を選定された旨の通
知を発した日の翌日以降、当該公募参加者が提出した保管金払渡請
求書【様式4-5】(又は保証状の返却依頼書【様式4-6】)の受付日か
ら起算して2週間以内に、当該公募参加者が提供した第1次保証金
(又は保証状)を返還(返却)する。

選定事業者が提供した第1次保証金は返還されず、当該選定事業
者が提供すべき第2次保証金に充当され、第2次保証金としてみな
される(当該選定事業者が第1次保証金の提供のために保証状を提
出した場合には、当該保証状を第2次保証金の一部に係る保証状と
みなされる。)

ii) 第2次保証金及び第3次保証金

国土交通大臣は、選定事業者が公募占用計画に係る海洋再生可能
エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始し
た場合には、原則として、当該供給を開始した日の翌日以降、当該公
募参加者が提出した保管金払渡請求書【様式4-5】(又は保証状の返
却依頼書【様式4-6】)の受付日から起算して2週間以内に、当該選
定事業者が提供した第2次保証金及び第3次保証金(又は保証状)を
返還(返却)する。

選定事業者は、再生可能エネルギー電気の供給開始報告【様式4-

7) 及び供給開始したことを証明する書類（買取実績を記載した検針票等）を国土交通省の担当部局に提出し、供給開始した旨を申し出るとともに、保管金払渡請求書【様式 4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式 4-6】）をもって保証金（又は保証状）の返還（返却）手続を行うこと。

3) 保証金の没収に関する事項

i) 第1次保証金の没収事由

以下の事由が生じた場合には、第1次保証金の全額を没収し、国庫に納付する。

	第1次保証金の没収事由	没収額
1	<u>公募の参加資格の審査のための書類に虚偽を記載した者による公募の参加、その他の不正により公募への参加が無効とされたこと</u>	全額
2	<u>公募参加者が公募占用計画を提出したときから公募の結果が公表されるまでの間に公募参加資格のいずれかに適合しなくなったこと</u>	全額
3	<u>当該公募参加者が選定事業者として選定されたにもかかわらず、第2次保証金の提出期限までに必要な第2次保証金を提供していることが確認できなかったこと</u>	全額

ii) 第2次保証金又は第3次保証金の没収事由

以下の事由が生じた場合には、没収額の欄に記載のとおり金額の第2次保証金又は第3次保証金を没収し、国庫に納付する。

	第2次保証金又は第3次保証金の没収事由	没収額

変更案	現行
-----	----

1	<u>当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと</u>	全額	
2	<u>選定事業者が本公募占用指針に定める取得期限までに、再生可能エネルギー電気特措法第9条第4項の認定（以下「FIP認定又はFIT認定」という。）を取得しなかったこと</u>	全額	
3	<u>選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）。</u>	全額	
4	<u>第3次保証金の提出期限までに第3次保証金を提供していることが確認できなかったこと</u>	全額	
5	<u>選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと</u>	全額	
6	<u>選定事業者たる法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当すること。</u> <u>ア 当該法人等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、又は当該法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77</u>	全額	

変更案	現行
-----	----

	<p><u>号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。) であること</u></p> <p><u>イ 当該法人等の役員等が、自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていること</u></p> <p><u>ウ 当該法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること</u></p> <p><u>エ 当該法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること</u></p>		
7	<p><u>選定事業者として選定された時点における公募占用計画（以下「当初公募占用計画」）に記載された運転開始予定日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始（※）がなされなかったこと</u></p> <p><u>なお、以下のとおりの運転開始予定日の徒過の期間に応じて、右欄の没収額となる。</u></p> <p><u>運転開始予定日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合（①）</u></p> <p><u>運転開始予定日から起算して6か月を経過する日</u></p>	<p><u>選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に</u></p> <p><u>4,000円/kWを乗じた額（①）</u></p> <p><u>選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に</u></p>	

変更案	現行
-----	----

<p><u>までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合 (2)</u></p> <p><u>運転開始予定日から起算して 12 か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合 (3)</u></p> <p><u>運転開始予定日から起算して 18 か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合 (4)</u></p> <p><u>運転開始予定日から起算して 24 か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合 (5)</u></p> <p><u>※運転開始: 特定契約等により再生可能エネルギー電気の供給を開始すること</u></p>	<p><u>4,000 円/kW を乗じた額 (2)</u></p> <p><u>選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に</u> <u>8,000 円/kW を乗じた額 (3)</u></p> <p><u>選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に</u> <u>4,000 円/kW を乗じた額 (4)</u></p> <p><u>選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に</u> <u>4,000 円/kW を乗じた額 (5)</u></p>	
<p>iii) <u>保証状に係る保証債務の履行</u></p> <p><u>公募参加者又は選定事業者が保証金の提供に代えて保証状を提出</u></p>		

した場合において、没収事由に該当する事実があったことにより国土交通大臣が当該保証状に係る保証人に当該保証状に係る保証債務の履行の請求を行ったときは、当該保証人は、国土交通大臣が定める日までに当該没収事由に係る没収額に相当する額を国土交通大臣に提供しなければならないこととする。

4) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除

選定事業者は、上記3)で定める第2次保証金又は第3次保証金の没収事由が生じた場合であっても、以下i)からiii)に定める事由があったときは、第2次保証金及び第3次保証金の没収の免除を受けることができる。なお、没収免除の判断に当たっては、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取する。

i) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の対象となる事由の範囲

第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の対象となる事由の範囲は、法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する災害（以下「激甚災害」という。）による直接の被害及び戦争等の武力行使による直接の損害があった場合とする。没収事由7に係る同範囲については、上記に加え、その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象が生じた場合とする。

ii) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除を受けるための要件 選定事業者が第2次保証金又は第3次保証金の没収の免除を受

けるための要件は、上記 i) に定める範囲の事由が生じた上で、以下の①、②の要件のいずれかを満たすこととし、没収事由 7 に係る没収の免除については、以下の①、②の要件のいずれかを満たすこと又は③、④の要件のいずれも満たすこととする。なお、当該要件を満たしていることについて、国土交通大臣又は経済産業大臣が行う現地調査による確認を受ける必要がある。

①法第 23 条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等が、本事業につき、第 2 次保証金又は第 3 次保証金の没収事由に該当する程度のものであること

②激甚災害又は戦争等の武力行使により、本事業を行う事業者の本社、本事業に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備若しくはその設置予定地若しくは本事業の実施に密接に関わるその他設備に、本事業について第 2 次保証金及び第 3 次保証金没収事由に該当する程度の直接かつ物理的な損害が生じていること

③当該事由が選定事業者の自己の過失によらないものであること

④当該事由による障害が取り除かれ次第、選定事業者が遅滞なく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すること

iii) 第 2 次保証金又は第 3 次保証金の没収免除の可否

第 2 次保証金又は第 3 次保証金の没収免除の可否については、それぞれの事由の性質を踏まえ、下記の表のとおりとする。

不可抗力事由	法第 23 条	激甚災害による直接の被災／	左記以外
	に基づく非常災害時に	武力行使による直接の被害	のその他 当事者の

<u>第2次保証金及び第3次保証金没収事由</u>	<u>おける緊急措置等による収用等</u>				<u>コントロールができず回避が可能ではない事象</u>
		<u>発電事業を行う事業者の本社</u>	<u>海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社・事業所</u>	<u>海洋再生可能エネルギー発電設備又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置予定地</u>	
	可	可	可	可	不可
<u>当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。</u>	可	可	可	可	不可
<u>選定事業者が、第9章(6)に定める期限までに、FIP認定又はFIT認定を受けなかったこと。</u>	<u>(FIP認定又はFIT認定の期限～当該海域で再度実施さ</u>	<u>(FIP認定又はFIT認定の期限～当該海域で再度実施さ</u>	<u>(FIP認定又はFIT認定の期限～当該海域で再度実施さ</u>	<u>(FIP認定又はFIT認定の期限～当該海域で再度実施さ</u>	不可

変更案	現行
-----	----

	れる初めて の公募の縮 め切り日ま での間に事 由が生じた 場合に限 る)	れる初めて の公募の縮 め切り日ま での間に事 由が生じた 場合に限 る)	れる初めて の公募の縮 め切り日ま での間に事 由が生じた 場合に限 る)	れる初めて の公募の縮 め切り日ま での間に事 由が生じた 場合に限 る)	
選定事業者が保証 金の提供に代えて 提出した保証状の 効力が消滅したこ と(当該保証状の効 力が消滅するまで に現金で当該保証 金相当額を国土交 通省に納付した場 合を除く。)	不可	可	可	不可	不可
第3次保証金の提 出期限までに第3 次保証金を提供し ていることが確認 できなかったこと。	不可	可	可	不可	不可
選定事業者が公募 の参加に当たり談 合等の不正行為を 行ったこと。	不可	不可	不可	不可	不可

<u>選定事業者たる法人等が暴力団あるいはこれと関係があること。</u>	<u>不可</u>	<u>不可</u>	<u>不可</u>	<u>不可</u>	<u>不可</u>	
<u>法第 24 条の監督処分により公募占用計画の認定の取消又は効力の停止の処分を受けたこと。</u>	<u>不可</u>	<u>不可</u>	<u>不可</u>	<u>不可</u>	<u>不可</u>	
<u>当初公募占用計画に記載された運転開始予定日までに海洋再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかったこと。</u>	<u>可</u>	<u>可</u>	<u>可</u>	<u>可</u>	<u>可</u>	
<p>iv) <u>保証金没収の免除を受けようとする場合の手続</u></p> <p><u>第 2 次保証金又は第 3 次保証金の没収の免除を受けようとする場合、没収免除の対象となる事由が発生次第速やかに、国土交通省の担当部局宛てに、下記の書類により申請すること。</u></p> <p><u>書類の提出後の現地調査の詳細については、別途担当部局から連絡するところによる。</u></p> <p><u>(必要書類)</u></p> <p><u>・第 2 次保証金又は第 3 次保証金没収の免除申請書【様式 4-8】</u></p>						

・被災証明書（激甚災害による直接の被害があった場合）

5) 没収通知等に関する事項

経済産業大臣及び国土交通大臣は、3) 保証金の没収に関する事項の規定に基づき第1次保証金、第2次保証金又は第3次保証金を没収する場合は、その旨を当該第1次保証金に係る公募参加者又は当該第2次保証金若しくは当該第3次保証金に係る選定事業者に対し、通知（以下「没収通知」という。）する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、没収通知をするに当たってその没収の理由を付すとともに、当該保証金に係る公募参加者又は選定事業者は当該没収通知を受けた日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、祝日を含まない。）において当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、上記の規定により説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、祝日を含まない。）に、説明を求めた者に対し、回答する。また、当該説明をするに当たって、3) 保証金の没収に関する事項に規定する事由に該当しないと認められた場合においては、没収通知を取り消し、その旨を併せて回答する。

3) 価格調整スキームの適用の内容

「特定物価変動率」を、i) の期間における次の表の各号ごとの指数等の欄に掲げる数値に対する ii) の期間における当該数値の比率にそれぞれ同表の乗じるべき率の欄に掲げる率を乗じて得た数値を合計して得た数値に 100/98 を乗じて得た数値とする。

- i) 新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用するための公募占用計画の変更の認定を申請した日の属する月の前月までの1年間
- ii) 選定事業者が認定公募占用計画に記載した電気事業法第48条第1項に規定による届出（海域における電気事業法第38条第2項の事業用電気工作物の設置の工事に係るものに限る。）の予定日の属する月の前月までの1年間

	<u>指数等</u>	<u>乗じるべき率</u>
一	<u>日本銀行が統計法（平成19年法律第53号）第25条の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき作成する企業物価指数（以下「企業物価指数」という。）のうちA重油に係る国内企業物価指数と企業物価指数のうちB重油・C重油に係る国内企業物価指数の平均値</u>	<u>0.1375</u>
二	<u>企業物価指数のうち鉄鋼に係る国内物価指数（ii）の期間における数値にあつては、当該数値にii）の期間とi）の期間の外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第7条第1項に規定する裁定外国為替相場により1ユーロを本邦通貨に換算した額の比率（以下「為替調整比率」という。）を乗じて得た数値</u>	<u>0.1375</u>
三	<u>企業物価指数のうち鉄鋼に係る国内企業物価指数</u>	<u>0.0600</u>
四	<u>企業物価指数のうち電力・通信用メタルケーブルに係る国内企業物価指数</u>	<u>0.0500</u>

変更案	現行
-----	----

五	<u>企業物価指数のうち産業用電気機器に係る国内企業物価指数（ii）の期間における数値にあっては、当該数値に為替調整比率を乗じて得た数値</u>	<u>0. 1 3 7 5</u>
六	<u>毎月勤労統計調査の結果に基づき作成する事業所規模 5 人以上の製造業の現金給与総額に係る季節調整済指数（ii）の期間における数値にあっては、当該数値に為替調整比率を乗じて得た数値</u>	<u>0. 1 3 7 5</u>
七	<u>港湾・漁港に係る国土交通省が作成する建設工事に係る費用を特定の年度を基準とするものに変換するための指標（以下「建設工事費デフレーター」という。）</u>	<u>0. 2 0 0 0</u>
八	<u>電力に係る建設工事費デフレーター</u>	<u>0. 1 2 0 0</u>
<p>「特定物価調整率」を、次の i) 又は ii) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ i) 又は ii) に定める比率に <u>686/1000</u> を乗じて得た数値に、<u>314/1000</u> を加えて得た数値とする。ただし、本公募において、特定物価変動率の上限比率は●/100、下限比率は●/100 とする。</p> <p>i) <u>特定物価変動率が 1 以上の場合</u> <u>特定物価変動率（特定物価変動率が上限比率を上回る場合）にあっては、当該上限比率）から 1/100 を控除して得た比率</u></p> <p>ii) <u>特定物価変動率が 1 未満の場合</u> <u>特定物価変動率（特定物価変動率が下限比率を下回る場合）にあっては、当該下限比率）に 1/100 を加えて得た比率</u></p>		

変更案	現行
-----	----

<p><u>価格調整スキームの下では、本公募における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る特定物価変動率が 99/100 以下又は 101/100 以上である場合、基準価格又は調達価格は、公募占用計画に記載された供給価格の額（調達価格は、当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合においては消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合においては消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。）に当該特定物価変動率に係る特定物価調整率を乗じて得た額とする。</u></p>	
--	--